

お祭り・イベントなどで火気器具等を使用する場合は、 消火器の設置と消防署への届出が必要です。

火災予防条例の一部が改正されました！ 平成26年8月1日施行

●対象となる屋外の催し

祭礼、縁日、花火大会、展示会や各種イベントなど、不特定多数の人が参加する催しで対象火気器具等（注）を使用する場合は対象です。

※近親者バーベキューや保育園保護者バザーなどで参加者が限定される場合は、対象外です。

●消火器の設置

対象火気器具等を使用する場合は、**業務用消火器を1本以上設置**してください。

※住宅用消火器・エアゾール式簡易消火器具は対象外となります。



●露店等を開設しようとする場合の届出

対象となる催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、「**露店等の開設届出書**」を露店等を開設しようとする者が、催しの開催場所を管轄する消防署へ提出してください。

※1つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、催しの主催者や露店等の開設を統括する方がまとめて届出を行うこともできます。

ガソリンの貯蔵・取扱い時の留意事項

- ①ガソリンは気温が -40°C でも気化し小さな火源でも引火し爆発的に燃焼する物質です。
- ②消防法令に適合した**金属製容器**で貯蔵・取扱いを行ってください。
- ③取扱いの際には、**エア調整ネジ**を緩めて内圧を抜いてください。
- ④エンジン稼働中の給油は絶対に行わないでください。



【お問い合わせ先】 深川地区消防組合 沼田支署 TEL0164-35-2050